

コンソーシアム活動成果の利用に関する実施細則

第1条 この実施細則は、NeXEHRS コンソーシアム運営規則(以下、規則という。)第8条第1項に記載される成果(以下、本活動成果といふ。)に関して、規則第11条第5項に記載された利用規則、および第11条第6項に記載された利用許諾条件を定めるものである。

第2条 規則第11条第5項に記載された利用規則は以下とする。

- 1) 利用目的が規則第3条に照らして適切であること。
- 2) 利用にあたって、医療分野における個人情報保護関連のガイドライン等を遵守すること。
- 3) 利用にあたって、研究目的の利用の場合には、国の定める研究倫理関連の指針を遵守すること。規則第9条第1項にもとづいて決定された表示方法を遵守すること。
- 4) 利用は、公序良俗に反するものでないこと。
- 5) 利用は、反社会的勢力との関わりがないこと。
- 6) その他、利用する本活動成果ごとに本コンソーシアム幹事会が決定した利用条件がある場合には、それを遵守すること。

第3条 規則第11条第6項に記載された利用許諾条件は以下のすべてを満たすこととする。

- 1) 会員は、許諾時点までに1年9ヶ月以上継続して本コンソーシアムに加入していること。
- 2) 会員は、利用許諾後2年以上継続して本コンソーシアムに加入していく予定であることを書面(電子的書面を含む、以下同じ)で誓約していること。
- 3) 会員は、会費の滞納実績が無いこと。
- 4) 会員は、成果物の利用目的を書面で明らかにすること。

反社会的勢力との関わりが無いことを表明保証する書面の提出があること

以上